

# 行政書士法人名簿登載事項変更届出について

平成 29 年 1 月 12 日

☆行政書士法人が法人名簿登載事項を変更したときは、変更の日から 2 週間以内に単位会を経由して日行連へ届出を行う必要があります。(法第 13 条の 11、日行連会則第 53 条の 5、日行連法人届出事務取扱規則第 9 条)

## 【変更事由】

法人名称/目的/事務所名称/事務所所在地/従たる事務所の設置又は廃止/社員の加入又は脱退/社員の所属する事務所/社員の役職又は住所等/使用人である行政書士の雇用又は退職等/使用人である行政書士の登録された事務所 /その他(特定業務の取扱、出資額等)法人名簿登載事項

## 【提出書類】

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 行政書士法人名簿登載事項変更届出書 | 2 通   |
| 登記事項証明書 (原本)      | 2 通※1 |
| 定款の写し             | 2 通※2 |

※1 変更内容が登記事項でないときは添付不要

※2 変更内容が定款の記載事項でないときは添付不要

## 【手数料】 4,000 円

※事務所所在地の変更等、法人の変更に伴い社員や使用人の行政書士名簿登録事項に変更が生じる場合は、別途行政書士変更登録申請を行う必要があります。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「変更登録申請手続について」をご参照ください。

※事務所所在地の変更により、補助者証記載の事務所所在地に変更が生じる場合は、別途補助者異動届けをご提出ください。提出書類等につきましては、大阪府行政書士会ホームページの「補助者届出に関する注意事項」をご参照ください。